

2025年1月28日

株主各位

東京都品川区西五反田八丁目4番13号
ウェルスナビ株式会社
代表取締役 CEO 柴山 和久

株式売渡請求の承認に関する公告

当社は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第179条第1項に規定する特別支配株主である株式会社三菱UFJ銀行（以下「三菱UFJ銀行」といいます。）から、2025年1月28日付で、会社法第179条の3第1項の規定に基づき、三菱UFJ銀行及び当社を除く当社株主の全員（以下「本売渡株主」といいます。）に対し、その所有する当社の普通株式（以下「本売渡株式」といいます。）の全部を三菱UFJ銀行に売り渡すことを請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）する旨の決定をした旨の通知を受領しました。当社は、2025年1月28日開催の取締役会において本株式売渡請求を承認する旨の決議をいたしましたので、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含みます。）第161条第2項及び会社法第179条の4第1項の規定により、以下のとおり公告いたします。

1. 特別支配株主の氏名又は名称及び住所
名称：株式会社三菱UFJ銀行
住所：東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
2. 特別支配株主完全子法人に対して本株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称（会社法第179条の2第1項第1号）
該当事項はありません。
3. 本株式売渡請求により本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額又はその算定方法及びその割当てに関する事項（会社法第179条の2第1項第2号及び第3号）
三菱UFJ銀行は、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価として、その有する本売渡株式1株につき1,950円（以下「本株式売渡対価」といいます。）の割合をもって金銭を割当交付いたします。
4. 新株予約権売渡請求に関する事項（会社法第179条の2第1項第4号）
該当事項はありません。
5. 特別支配株主が本売渡株式を取得する日（以下「取得日」といいます。）（会社法第179条の2第1項第5号）
2025年3月6日
6. その他の本株式売渡請求に係る取引条件（会社法施行規則（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第33条の6及び第33条の5第1項第2号）
本株式売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の当社の最終の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。但し、当該方法により交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて、当社の指定した方法により（本株式売渡対価の交付について三菱UFJ銀行が指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）、本株式売渡対価を支払うものとします。

以上